

コロナ疑似症病床の今後の扱いについて

令和4年10月12日

1. 病床確保料における協力医療機関の補助区分廃止

協力医療機関は、新型コロナ疑似患者専用の個室病床を設定する医療機関。

コロナ流行初期段階では、発症から診断まで1週間以上かかるケースもあったことから、協力医療機関において疑似症専用病床を確保する必要があったが、昨今、検査結果が迅速に把握できるようになったことなど、コロナ診療の実態を踏まえ、令和4年10月1日より病床確保料における協力医療機関の補助区分を廃止することとなった。

2. 関係通知

(1) 令和4年9月13日付事務連絡において、厚生労働省から令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）を本年10月以降も当面継続する旨都道府県へ通知された。

同時に、病床確保料について疑似症病床を確保する「協力医療機関」の補助区分を廃止し、コロナ病床等への転換を図るなど、コロナ診療の強化や通常医療との両立を促進するための見直しをすることが示された。

(2) 令和4年9月22日付事務連絡において、厚生労働省から当該緊急包括支援事業（医療分）に関するQ&A（第4版）が都道府県へ通知され、協力医療機関の制度が廃止される訳ではないので「感染対策向上加算2」等の協力医療機関であることが算定要件とされている診療報酬の取り扱いに変更は無いこと、補助区分廃止に伴う経過措置は無いことが示された。

(3) 令和4年10月5日付事務連絡において、厚生労働省から当該緊急包括支援事業（医療分）に関するQ&A（第5版）が都道府県へ通知され、重点医療機関が運用している疑似症病床は、都道府県内のコロナ診療の実態や医療機関の意向も踏まえて、コロナ病床等への円滑な転換を促すこと、重点医療機関の専用病棟にある疑似症病床については従前通り病床確保料の交付対象になることが示された。

3. 神奈川県医療危機対策本部室交付金担当に確認（10月11日）

神奈川モデル高度医療機関・重点医療機関・重点医療機関協力病院Aで県認定要綱①に該当する医療機関で、国の重点医療機関の指定要件を満たす場合、専用病棟にある疑似症病床については従前通り病床確保料の交付対象になる。

但し、専用病棟以外の疑似症病床は交付対象外である。

4. 湘南泉病院のケース

- (1) 神奈川モデル重点医療機関協力病院A（陽性病床6床＋疑似症病床17床）として県認定要綱①～⑤に該当している。
- (2) 疑似症病床17床の内、8床は専用病棟、9床は専用病棟以外に配置。
- (3) 10月1日付の変更により、専用病棟以外の疑似症病床9床は陽性病床への転換を検討中。

[参 考]

「神奈川モデル」における重点医療機関等に係る国の指定要件との関係整理について（令和4年5月）抜粋

(参考) 神奈川モデル認定医療機関と国の重点医療機関等との関係

神奈川モデル		国の重点医療機関	国の協力医療機関	その他
高度医療機関		○		
重点医療機関		○		
重点医療機関 協力病院	①	○		
	②		○	
	③			○
	④			○
	⑤			○
	⑥			○

※国の重点医療機関及び国の協力医療機関は、国が定める指定要件を満たす必要がある。

(参考) 国の重点医療機関の主な指定要件

施設要件	<p>(1) 病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者あるいは疑い患者専用の病床確保を行っていること。</p> <p>※ 看護体制の1単位をもって病棟として取り扱う。病棟単位の考え方は診療報酬上の考え方に依拠する。</p> <p>ただし、ICU 病床内などで看護単位を分けることが困難な場合、1看護単位を日ごとのシフト調整により「新型コロナ患者対応」と「一般患者対応」などに分割し、同日中に陽性又は疑い患者と一般患者を診療しない体制であっても要件に該当する。</p> <p>(2) 確保しているすべての病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症患者等専用の病床は、療養病床ではないこと。なお、療養病床の設備を利用して受入体制を確保する場合には、一般病床に病床種別を変更し、受け入れること。</p>
受入患者 (確定患者又は疑い患者)に関する要件	<p>(1) 既にPCR検査又は抗原検査で陽性と確定している患者</p> <p>(2) 都道府県からの要請に基づき受入れを行っている、新型コロナウイルスに感染している恐れがあると医師が認めた、入院医療が必要な患者(新型コロナウイルス感染症疑い患者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項の疑似症の届け出が出されているものに限る。)</p>
機能要件	<p>都道府県に対してあらかじめ日々の対象となる患者の受入可能数と最大受入可能数を示し、都道府県調整本部から入院患者受け入れ要請があった場合、原則速やかに受け入れること。また、令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)実施要綱3(2)ウ(ア)に規定する新型コロナウイルス感染症患者等の病床確保事業における病床確保に関して、同エ(エ)に規定するとおり、正当な理由なく断らないこと。</p>

報告事項	<p>重点医療機関の管理者(代理の者)は重点医療機関として指定されている期間中は、毎日 G-MIS 及び HER-SYS に空床数や患者の重症度等の入力を行うこと。</p>
------	--